

## 春日部市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

春日部市遺児手当支給条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (2) 義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校又は <u>特別支援学校</u> の中学部に在学する場合は、その在学する期間を含む。）の者	(定義) 第2条 (2) 義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校又は <u>盲学校、聾学校若しくは養護学校</u> の中学部に在学する場合は、その在学する期間を含む。）の者

### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。